

# 定 款

一般社団法人希望を未来につなぐプロジェクト

令和2年10月1日作成

## 定 款

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人希望を未来につなぐプロジェクトと称する。

#### (事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都町田市能ヶ谷7丁目2番1号 エクセル鶴川A201に置く。

2. 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

#### (目的)

第3条 当法人は、小児がんを含む難病で長期療養を必要とするこどもと家族を支援する為こどもホスピスを設立または運営する全国の団体に対し、中立的な立場でその設立・運営をサポートする中間支援組織として機能することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) こどもホスピス設立・運営のノウハウの提供
- (2) 全国のこどもホスピス関連団体の連携

(3) 全国ベースの寄付金等の資金獲得

(4) こどもホスピスに関わる各種のフォーラム・セミナーの企画と実施

(5) チャリティイベントの企画と実施、チャリティグッズの企画・製作・  
販売

(6) 小児緩和ケア人材の確保に関わる事業の企画と実施

(7) その他前各号に掲げる事業に付帯または関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2. 社員となるためには、当法人所定の様式による申込みをした上で、理事会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2. 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人  
に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反す  
る行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事  
由があるときは、一般社団法人及び一般社団法人に関する法律(以下、「一  
般法」という。)第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員  
を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意のあったとき。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

### 第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員

総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合の除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2. 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2. 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(決議の省略)

第18条 理事が社員総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき社員の全員（当該事項について議決に加わることができないものに限る）が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第19条 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

#### 第4章 役員

（役員）

第21条 当法人に、次の役員を置く。

- （1）理事3名以上10名以内
- （2）監事2名以内

2. 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2. 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事は社員総会の議長を兼ねる。

3. 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2. 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3. 代表理事及び業務執行理事は毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法



人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4. 理事若しくは監事が欠けた場合又は第19条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人か

ら受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

2. 前項の報酬等の支払い方法については、代表理事が決定する。

## 第5章 理事会

第28条 当法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3. 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこととする。

4. 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこととする。

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

2. 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故のあるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3. 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理

事会を開催することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加

わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、

当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

3. 理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有す

る理事を除いた上で行う。

(決議の省略)

第33条 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理

事の全員(当該提案について議決に加わることができるものに限る)が書

面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決

する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案に

異議を述べたときはこの限りでない。

(報告の省略)

第34条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事

項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2. 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第6章 計算

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第37条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに次の書類を代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2. 前項の書類のほか、監査報告ならびに社員総会および理事会の議事録を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第39条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第7章 組織・事務局

(事務局の設置)

第40条 当法人に事務局を置くことができる。

2. 事務局には事務局長を置く。事務局長は代表理事が当法人役員の中から任命する。

3. 事務局の職責は、当法人の業務全般に関わる事務とする。

4. 事務処理の決裁は、代表理事の定める事項につき、事務局長が行う。

## 第8章 定款の変更、解散及び清算

### (定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

### (解散)

第42条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

### (残余財産の帰属)

第43条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 附則

### (最初の事業年度)

第44条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成29年6月30日迄とする。

(設立時の役員)

第45条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 吉田道雄、松田由美、塩見知司、福地木蘭

設立時代表理事 吉田道雄

設立時監事 小柳諠芳

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第46条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所 個人情報のため取書の掲載なし。

設立時社員 吉田道雄

住所

設立時社員 松田由美

住所

設立時社員 塩見知司

住所

設立時社員 福地木蘭

(法令の準拠)

第47条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人希望を未来につなぐプロジェクト設立のため、設立時社員  
吉田道雄他3名がこれに押印する。

平成29年1月26日

設立時社員 吉田道雄

設立時社員 松田由美

設立時社員 塩見知司

設立時社員 福智木蘭

附則 1. 令和2年10月1日 臨時社員総会にて一部改訂



原本の写しに相違ありません。